

# 令和2（2020）年度「本物の出会い 栃木」観光 PR キャラバン隊派遣事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

### (1) 案件名

令和2（2020）年度「本物の出会い 栃木」観光 PR キャラバン隊派遣事業業務委託

### (2) 事業目的

令和2（2020）年4月1日から9月30日まで本県が開催する「本物の出会い 栃木」2020 Welcome 観光キャンペーン等において、本県観光の魅力を PR する観光 PR キャラバン隊を編成し、栃木県内外におけるイベント等において、本県の魅力を PR することにより、本県の認知向上及び観光誘客の強化を図ることを目的とする。

### (3) 業務内容

別添「令和2（2020）年度『本物の出会い 栃木』観光 PR キャラバン隊派遣事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 委託契約期間（予定）

契約締結の日から令和3（2021）年3月31日まで

### (5) 委託契約金額の上限

6,985,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 プロポーザル参加資格に関する要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名期間中でない者であること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。

(6) 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

### 3 プロポーザル実施の手続き

#### (1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要領等の公表（公告開始日）	令和2（2020）年2月26日（水）
イ 実施内容等に関する質問書の提出期限	令和2（2020）年3月2日（月）正午まで
ウ 質問に対する回答	令和2（2020）年3月4日（水）
エ 参加表明書の提出期限	令和2（2020）年3月6日（金）17時必着
オ 企画提案書の受付期限	令和2（2020）年3月13日（金）17時必着
カ 審査結果の通知・公表	令和2（2020）年3月下旬

#### (2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別紙様式1）を観光交流課宛てに電子メール又はFAXにより提出してください。

#### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、栃木県公式ホームページ上で公開します。

#### (4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別紙様式2-1）、参加資格確認書（別紙様式2-2）を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和2（2020）年3月13日（金）17時までに、辞退届（様式任意）を提出してください。

#### (5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟読の上、作成してください。

#### (6) 企画提案書の提出

##### ア 提出書類

##### (ア) 企画提案書：9部（正本1部、副本8部）

- ・具体的かつ詳細な実施計画及びスケジュール
- ・具体的な取組内容
- ・本業務と類似した業務実績
- ・委託業務を実施する上で他の法人と比較した優位性等

※審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないでください。

##### (イ) 会社概要又は会社概要パンフレット：1部

##### (ウ) 見積書：1部

・企画案実施のために必要な経費（消費税を含む。）については、全体の見積金額とその費目ごとの内訳をできる限り詳細に記載すること。

※経費見積りにより算定した金額の内、100分の10に相当する額を加算した額を記載すること（円未満切り捨て）。

##### (エ) 事業委託に係る過去の実績：1部

##### イ 提出期限

令和2（2020）年3月13日（金）17時必着

#### ウ 提出先

「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン実行委員会事務局  
(栃木県 産業労働観光部観光交流課デスティネーションキャンペーン推進班 (担当：小林))

住 所：〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20

電 話：028-623-3305

F A X：028-623-3306

E-Mail：[kanko@pref.tochigi.lg.jp](mailto:kanko@pref.tochigi.lg.jp)

#### エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

#### (7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出及び撤回は認めません（審査に影響を与えない軽微なものを除く。）。

イ 提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがあります。

エ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

#### 4 委託候補者の選定

参加表明書が参加要件に該当する旨を確認した後、次により審査を行います。

##### (1) 審査方法

企画提案書の提案者によるプレゼンテーションは実施せず、「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置するプロポーザル審査委員会により、提出された企画提案書等を総合的に審査して委託契約候補者を選定します。

ただし、審査結果によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがあります。また、参加者が 1 者であった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断します。

なお、審査委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

##### (2) 審査項目・評価内容及び選考委員

別表のとおり

##### (3) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載します。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

#### 5 契約に関する事項

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的条件などの協議や調整を行い、随意契約の手続に進むこととします。

## 6 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、実行委員会と協議の上、業務の一部を委託することができます。

### (2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）及び栃木県個人情報保護条例施行規則（平成13年栃木県規則第66号）に準じて、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

### (3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とします。

## 7 業務の継続が困難となった場合の措置

実行委員会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

### (1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、実行委員会は契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとします。

この場合、実行委員会に損害を与えたときは、その損害に相当する額を受託者が賠償するものとします。

### (2) その他の事由による場合

天災その他、実行委員会及び受託者双方の責めによらない事由により業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、実行委員会の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、実行委員会へは、当該部分についての委託料の支払を免れるものとします。

## 8 支払条件

(1) 業務委託料の支払いについては、業務完了確認後の精算払とします。

(2) 本業務の遂行上必要がある場合には、受託者は概算払を請求することができます。

## 9 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格となる場合があります。

(1) 提出された書類の記載内容が業務委託仕様書等に示す条件に適合しない場合

(2) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合（ヒアリング内容に虚偽があった場合を含む。）

## 10 特記事項

栃木県議会において、令和2(2020)年度当初予算が原案どおり成立しなかった場合は、委託業務の実施ができないこととなります。

## 11 その他

(1) 事業の成果は、実行委員会及び栃木県に帰属します。

(2) 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費等については、参加者の負担とします。

- (3) 提出された書類は返還しません。
- (4) 提案事業者が応募資格を満たさないことが判明した場合や提出書類に虚偽の記載がある場合には、当該提案者は失格となります。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位に限ります。
- (6) 提出書類及び選考の経過は非公開とします。
- (7) 本プロポーザルへの参加により、実行委員会及び県から知り得た情報は、他者に漏らしてはなりません。

附 則

この要領は、令和 2 (2020) 年 2 月 26 日から施行し、受託候補者が決定した翌日にその効力を失う。